

品川区文化芸術関係団体との共催事業に対する会場提供に関する要綱

制定 平成21年 4月 1日 区長決定
要綱第99号

改正 平成27年 2月 9日 部長決定
要綱第40号

改正 令和 6年 3月 1日 部長決定
要綱第40号

(目的)

第1条 この要綱は、文化芸術活動を主体的に実施している連合団体等の事業に対し、品川区がその事業を共催し、事業の実施会場を提供することについて必要な事項を定め、地域における文化芸術活動の振興を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱に定める共催対象事業は、別表に掲げる連合団体等が実施する事業であって、区長が適当と認めるものとする。

(共催に伴う分担内容)

第3条 品川区は、この要綱に基づき前条の連合団体等の事業を共催するときは、当該事業の実施会場を確保し、その会場使用料を負担するものとする。

(実施会場の範囲)

第4条 前条の実施会場は、次のとおりとする。

- (1) 品川区立総合区民会館の大ホール、小ホールおよびイベントホール
- (2) 品川区立荏原文化センターの大ホール

(手続)

第5条 この要綱による共催に係る名義使用の申請については、品川区の後援名義等使用承認事務の手続きによるものとする。

- 2 この要綱による会場使用料の支出については、品川区会計事務規則第97条第3項により振り替える。

(他の要綱との関係)

第6条 第2条の連合団体等が、品川区文化芸術・スポーツ振興関係共催事業分担金交付要綱に基づき交付申請することを妨げない。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日の前に、品川区社会教育関係団体との共催事業に対する会場提供に関する要綱の規定により品川区教育委員会に対して行われた申請その他の行為または品川区教育委員会が行った承認その他の行為は、この要綱に基づき区長に対して行われた申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 2 この要綱は、令和 6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

対象となる連合団体等

- (1) 品川音楽文化協会
- (2) 品川区華道茶道文化協会
- (3) 品川区子ども会連合会
- (4) その他区長が特に必要と認める連合団体